平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	10	府省庁名 農林水産省								
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()								
要望 項目名		農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長(③漁業協同組合関係)								
要望(概:		本制度の適用期限(平成31年3月31日)の3年間延長。 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 適格合併となる共同事業合併の要件 ①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 ②被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事 ③(イ)売上金額、従業者数等の規模がそれぞれ5倍未満又は (ロ)被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる ④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること →①~④を全て満たせば簿価合併が認められる ・特例措置の内容 漁協と漁協の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。								
関係	条文	租税特別措置法第68条の2 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4								
減 [.] 見辺		[初年度] — (▲415) [平年度] — (▲415) [改正増減収額] — (単位:百万円)								
要望	理由	(1)政策目的 漁協の合併を促進し、漁協の経営健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を図る。								
	+8.	(2) 施策の必要性 これまでの合併の取組により、平成 13 年度末時点で約 1,700 あった沿海地区の漁協は、平成 29 年度末で 953 となったが、漁協の経営・組織基盤は農協と比較すると総じて零細である。 漁業者や漁業生産の減少が進む中、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、販売事業の強化等の漁業者の 期待に応えていけるようにするためには、経営・組織基盤の強化を推進していく必要があり、特に小規模漁協においてその必要性が高まっている。 組織・経営基盤の強化を進める上で、合併は非常に有効な手段であり、引き続き合併を推進していく必要がある。 一方、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例のように、規模格差がある合併の場合には本則の適用要件を満たさないことから、本特例措置により合併の円滑化を図る必要がある。 また今般の水産改革においては、漁業協同組合の役割・機能を評価しつつ、漁業協同組合の目的として漁業者の所得向上等を法律に明記することとしている。また、漁協が主な開設者となっている産地市場の統合・重点化等により、漁協の中核的な事業である販売事業を強化する必要がある場合には、漁業協同組合の広域合併を促進することとしており、本措置により漁業協同組合の財務基盤を高め、販売事業の安定性を高めることが必要である。								
本要: 対応:		なし								
縮洞	蒸	A° 3° 4 0 4								
		ページ 10—1								

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定							
	政策の 達成目標		漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化							
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		平成31年4月1日~平成34年3月31日(3年間)							
]上の期間中)達成目標	政策の達成目標と	:同じ						
	政策目標の 達成状況		漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和 42 年度から平成 12 年度までの年平均が 9件、29 組合であるのに対し、本特例措置創設(平成 13 年度)から平成 29 年度までの年平均は 14 件、59 組合となっており、合併の円滑化が図られている。 平成 13 年度から平成 29 年度末までの全実績…合併件数 238 件、合併参加漁協数 1,007 組合							
	要望の措置の適用見込み		区分	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)	平成 33 年度 (見込)				
			合併件数 (件)	4 (60 組合)	6 (99 組合)	2 (26 組合)	-			
			租特適用件数 (件)	4 (55 組合)	6 (83 組合)	2 (20 組合)				
有 効			減収見込額 (百万円)	433	655	158				
性			本特例適用対象者は全ての漁協であり、偏りはない。また、各漁協において都道府県等と協議し 計画性を持って導入する必要があるため、手続きに長時間を費やすことから、適用件数は僅少では ない。							
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		平成 13 年 4 月(本特例措置創設)から平成 30 年 3 月末までに、238 件(1,007 組合)の合併 が実現し、16%に当たる 38 件(395 組合)が本特例措置による適格合併に該当しており、合併							
	当該要望項目 以外の税制上の ま短世署		なし							
	支援措置 予算上の措置等 の要求内容 及び金額		・漁協経営基盤強化促進事業 約213百万円 県域で定める合併基本方針に基づく合併等により経営基盤強化を目指す漁協に対し、事業改善計画等の策定支援や合併時に必要となる立ち上がり資金の利子助成等。							
相当性	上記の予算上 の措置等と要 望項目との関 係		漁協の組織・経営・事業改革を促進するための支援及び合併による事業改善等取組支援を本							
ıΞ	要望の措置の 妥当性		漁協合併では制度上、合併前に組合員の2/3以上の同意が必要であり、通常の税制では合併により資産に評価益が生じる場合は課税により組合員に新たな負担が生じ、2/3の同意を得ることが困難となることから、これが漁協合併の大きな阻害要因となっている。事業規模にかかわらず合併漁協が引き継ぐ資産の簿価評価を認める本特例は、合併時の負担を軽減することにより、組合員の同意を得るインセンティブとなっている。さらに、合併漁協への欠損金の引継ぎを認めることで、多額の欠損金を抱え、破たんにより地域経済に多大な影響を及ぼす恐れのある経営不振漁協の合併が可能となり、当該漁協の経営再建を図ることができる。これらの措置により、漁協合併が促進され、漁協系統全体の経営が安定する効果がある。							
		ページ			10—2					

	区分	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度			
	合併件数	(実績) O	(実績) 1	(実績) 5			
 税負担軽減措置等の	(件)	(O組合)	(2組合)	(10 組合)			
が見た。一流は一点では、一流は一点の一点の一点の一点の一点では、一流の一点の一点では、一流の一点の一点では、一流の一点の一点では、一流の一点の一点では、一流の一点の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一流の一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、	本則適用件数	0	0	0			
AET HIS CIPE	(件) 租特適用件数	(O組合) O	(O組合) O	(O組合) O			
	(件)	(0組合)	(0組合)	(0組合)			
	減収見込額 (百万円)	0	О	0			
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	なし						
•				度から平成 12 年度			
22.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設(平成13年度)から平成29年度までの年平						
税負担軽減措置等の適用による効果(手段と	均は14件、59組合となっており、合併の円滑化が図られている。						
しての有効性)	 平成 13 年度から平成 29 年度末までの全実績···合併件数 238 件、合併参加漁協数 1,007 組合						
	TOTAL TOTAL STREET STRE						
前回要望時の 達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化						
*D### /							
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	前回要望時(平成27年3月末)の漁協数は964であり、今回要望時(平成30年3月末)までに6件(参加組合数12組合)の合併があり、漁協数は953となっている。						
11							
これまでの要望経緯	平成 13 年度創設 平成 16 年度延長 平成 19 年度延長 平成 20 年度拡充 (漁業協同組合合併促進法の期限終了を受け、同法の認定を受けていない漁業協同組合間の 合併についても適用対象とする。) 平成 22 年度延長 平成 25 年度延長 平成 28 年度延長						
ページ 10—3							